

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地方公共団体) 交付要綱及び同実施要領

平成20年4月

環 境 省

地 球 環 境 局
総 合 環 境 政 策 局
水 ・ 大 気 環 境 局

目 次

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱・・・・・・・・・・ 1
（平成20年4月1日付け環地温発第080401003号環境事務次官通知）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
業務部門対策技術率先導入補助事業及び
再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業実施要領・・・・・・・・・・・・ 47
（平成20年4月1日付け環地温発第080401003号環境省地球環境局長通知）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
低公害（代エネ・省エネ）車普及事業実施要領及び
次世代技術普及事業のうち次世代低公害車普及事業実施要領・・・・・・ 53
（平成20年4月1日付け環水大自発第080401002号環境省水・大気環境局長通知）

地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要領・・・・・・・・・・・・・・ 58
（平成19年3月28日付け環政経発第070328003号環境省総合環境政策局長通知）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、地方公共団体が行う地球温暖化対策事業（代エネ・省エネに係るものに限る。以下同じ。）に対し、必要な経費を国が補助することにより、地方公共団体による地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「代エネ・省エネ」とは、天然ガス、水素、アルコール、太陽熱、地中熱、水力、廃熱その他のエネルギーであって石油に代替することによりエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するもの及びエネルギーの使用の合理化をいう。
- 二 「次世代低公害車」とは、燃料電池自動車、ジメチルエーテル自動車及び水素自動車をいう。
- 三 「代エネ・省エネ自動車」とは、電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- 四 「学校エコ改修」とは、学校施設において二酸化炭素排出削減効果を有する改修や機器導入を効果的に組み合わせたものをいう。
- 五 「小水力発電」とは、農業用水等の発電以外の用途に供される工作物に設置される発電出力が1,000kW以下の水力発電のことをいう。

（交付の対象）

第4条 環境大臣及び地方環境事務所長（以下「大臣等」という。）は、第2条の目的を達成する以下の事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣等が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

2 業務部門対策技術率先導入補助事業

地方公共団体が、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画に基づき地方公共団体の施設・設備として代エネ・省エネ施設又は設備を整備する事業

3 地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業

地方公共団体が設立している学校に対して、二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、代エネ機器導入等を最も効果的に組み合わせた施設を整備する事業

4 低公害車普及事業

一 低公害（代エネ・省エネ）車普及事業

地方公共団体が実施する代エネ・省エネ自動車導入事業

二 次世代低公害車普及事業

地方公共団体が実施する次世代低公害車導入事業

- 5 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業（再生可能エネルギー導入加速化事業のうち）
地方公共団体自ら若しくは地方公共団体が民間団体等への委託により実施する事業であつて、省CO₂構造が施された住宅へ再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用に限る。）の導入を支援する地域独自の事業
- 6 事業の実施に関して必要な細目は、第2項及び第5項の事業にあつては環境省地球環境局長、第3項の事業にあつては同省総合環境政策局長、第4項の事業にあつては同省水・大気局長が別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は次により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 2 前条第2項、第3項及び第4項第2号の事業
 - 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 前号で算出された額と別表1の1第2欄に掲げる対象経費とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表2を参照すること。
 - 三 前号により算出された額に、2分の1を乗じて算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 3 前条第4項第1号の事業

別表1の2の第2欄に掲げる区分毎に第3欄に掲げる対象経費の支出額を合計した額から寄付金その他の収入額を控除した額と前条第4項の実施要領で定める基準額とをそれぞれ比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて算出した額とする。なお、補助対象経費の内容については別表2を参照すること。

ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 4 前条第5項の事業

別表1の1第2欄に掲げる対象経費の支出額を合計した額に2分の1を乗じて算出した額とする。なお、補助対象経費のうち事務費については事業を行うために直接必要な事務に要する賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料をいい、事業費に対し、以下のとおりとする。

- 一 5,000万円以下の金額に対して6.5%
- 二 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して5.5%
- 三 1億円を超える金額に対して4.5%

- 5 前3項により算出された額の合計額を交付額とする。

（交付決定額の下限）

第6条 補助金の額を算出した結果、交付額が600万円に満たない場合は交付決定を行わないものとする。ただし、交付の対象事業が第4条第4項及び第5項に掲げる事業のみの場合は、この限りでない。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

一 適化法第26条第1項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を地方環境事務所長が行う場合

補助事業者は、第4条第2項及び第4項の事業について申請する場合には様式1による申請書を地方環境事務所長に提出して行うものとする。

二 前号以外の場合

補助事業者は、様式1による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 大臣等は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。その際は当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣等に申し出なければならない。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(変更申請の承認)

第11条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式3による申請書を大臣等に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第12条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式4による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

一 事業内容の変更(第4条第4項に掲げる事業については、用途の変更)をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表1の1の第1欄に定める各区分、第2欄に定める対象経費及び別表1の2の第2欄に定める各種目相互間の経費の配分の変更又は、別表1の1と別表1の2の間の各区分の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の20%以内の変更を除く。)をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続きをもって、これに替えるものとする。

三 大臣等は前号の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、

様式5による申請書を大臣等に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式6による報告書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣等の要求があったときは、遅滞なく様式7による状況報告書を大臣等に提出しなければならない。

(実績報告書)

第16条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第13条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式8による報告書を大臣等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第1項ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 大臣等は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式9による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、補助事業者が議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、補助事業者の申請に基づき補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣等が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、第4条第2項及び第4項の事業について前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式10による請求書を地方環境事務所に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 大臣等は、第13条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣等の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 大臣等は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣等は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 大臣等は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式11による財産処分等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第22条 補助対象事業の経理に当たっては、当該補助対象事業以外の事業を厳に区別して行うものとし、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については予算及び決算との関係を明らかにした様式12又は13による補助金調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(消費税額等の確定)

第23条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式14により速やかに大臣等に報告しな

ればならない。なお、大臣等は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

2 前項の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第24条 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第25条 大臣等は、第7条又は第11条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(提出書類の経由)

第26条 第4条第3項の事業については、補助事業者が都道府県以外の場合は、第7条、第9条、第11条から第14条、第16条及び第23条の規定により環境大臣に提出する書類について、都道府県知事を経由してこれを行わなければならない。

(附則)

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

別表 1 の 1

1 区 分	2 対 象 経 費
業務部門対策技術率先導入補助事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣等が承認した経費。
地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣等が承認した経費。
再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業 (再生可能エネルギー導入加速化事業のうち)	事業を行うために必要な交付金、補助金及び事務費並びにその他必要な経費で大臣等が承認した経費。

別表1の2

1 区分	2 種 目	3 対 象 経 費
1 代 エ ネ ・ 省 エ ネ 自 動 車 導 入 費	(1) 電気自動車	<p>既存の自動車を改造して製造したものにあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①車体・シャーシ改造費 ②原動機・蓄電池購入及び同取付費 ③制動部改造及び取付費 ④電装品及び関連機器並びに同取付費 ⑤検査関連業務費 ⑥設計費 ⑦諸費用 <p>とする。</p> <p>電気自動車として、設計、製造されたものにあつては、同種の一般の自動車との差額とする。なお、リースによる導入にあつては、既存の自動車をリースしたものと、改造して製造したものとの差額とし、電気自動車として設計・製造されたものにあつては、同種の一般の自動車をリースしたものとの差額とする。</p>
	(2) 天然ガス自動車 (圧縮天然ガス及び液化天然ガス)	<p>既存の自動車を改造して製造したものにあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①車体・シャーシ改造費 ②エンジン改造及び取付費 ③ボンベ又はタンク購入及び同取付費 ④制動部改造及び取付費 ⑤天然ガス配管及び関連機器並びに同取付費 ⑥検査関連業務費 ⑦設計費 ⑧諸費用 <p>とする。</p> <p>天然ガス自動車として、設計、製造されたものにあつては、同種の一般の自動車との差額とする。なお、リースによる導入にあつては、既存の自動車をリースしたものと、改造して製造したものとの差額とし、天然ガス自動車として設計・製造されたものにあつては、同種の一般の自動車をリースしたものとの差額とする。</p>
	(3) ハイブリッド自動車	<p>既存の自動車を改造して製造したものにあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①車体・シャーシ改造費 ②補助機関（電動機又は油圧モーターに限る）購入

		<p>及び同取付費 ③制動部改造及び取付費 ④配線又は配管及び関連機器並びに同取付費 ⑤検査関連業務費 ⑥設計費 ⑦諸費用 とする。</p> <p>ハイブリッド自動車として、設計、製造されたものにあつては、同種の一般の自動車との差額とする。なお、リースによる導入にあつては、既存の自動車をリースしたものと、改造して製造したものととの差額とし、ハイブリッド自動車として設計・製造されたものにあつては、同種の一般の自動車をリースしたものととの差額とする。</p>
2次世代 低公害車 導入費	次世代低公害車として、設計、製造された自動車を導入するものであつて、リースによる導入に必要なリース経費。	

別表 2

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費 一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福</p>

事務費	付帯工事費	<p>利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>												
	機械器具費	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>												
	測量及試験費	<p>事業を行うために直接必要な調査、測量及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>												
	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいう。</p> <p>事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

